

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年4月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300380 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400005 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成8年4月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から平成10年4月1日までの期間、同年6月1日から平成14年7月1日までの期間、同年8月1日から平成20年9月1日までの期間、平成22年9月1日から平成26年2月1日までの期間、同年3月1日から平成29年8月1日までの期間及び同年9月1日から令和2年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成8年4月から同年9月まで、同年11月から平成10年3月まで、同年6月から平成14年6月まで、同年8月から平成20年8月まで、平成22年9月から平成26年1月まで、同年3月から平成29年7月まで及び同年9月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年4月から同年9月まで、同年11月から平成10年3月まで、同年6月から平成14年6月まで、同年8月から平成20年8月まで、平成22年9月から平成26年1月まで、同年3月から平成29年7月まで及び同年9月から令和2年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、令和元年9月1日から令和2年3月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄）から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

令和元年9月から令和2年2月まで、同年4月から同年6月まで及び同年8月の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 2 年 11 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日まで
③ 平成 22 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日まで
④ 平成 29 年 9 月 1 日から令和 2 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②及び③のうち、平成 8 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から平成 10 年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から平成 14 年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間、平成 22 年 9 月 1 日から平成 26 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る給料明細書及び同社から提出された給料一覧表により、別表の第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

請求期間④について、給料明細書、給料一覧表、事業主から提出された勤休カード及びB市から提出された給与支払報告書により、別表の第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、③及び④に係る標準報酬月額については、前述の資料等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険に係る届出及び保険料の納付について、資料がなく不明である旨回答及び陳述しているが、請求者の給料明細書で確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間②、③及び④に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④のうち、令和元年9月1日から令和2年3月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間については、前述の資料等により、別表の第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、令和元年9月から令和2年2月まで、同年4月から同年6月まで及び同年8月の標準報酬月額については、給料明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間①のうち、平成2年11月1日から平成3年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年10月1日までの期間、請求期間②のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間及び平成10年4月1日から同年6月1日までの期間、請求期間③のうち、平成26年2月1日から同年3月1日までの期間について、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

また、請求期間①のうち、平成3年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年10月1日から同年11月1日までの期間、請求期間②のうち、平成14年7月1日から同年8月1日までの期間について、A社は当該期間に係る給料一覧表、源泉徴収簿等を保管していない上、請求者も給料明細書を所持していないことから、当該期間の厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができず、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成2年11月1日から平成3年11月1日までの期間、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間、平成10年4月1日から同年6月1日までの期間、平成14年7月1日から同年8月1日ま

での期間及び平成 26 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成8年4月	26万円	—	38万円	34万円	34万円	—
平成8年5月及び同年6月	26万円	—	32万円	34万円	32万円	—
平成8年7月	26万円	—	44万円	34万円	34万円	—
平成8年8月及び同年9月	26万円	—	41万円	34万円	34万円	—
平成8年11月	26万円	—	38万円	32万円	32万円	—
平成8年12月	26万円	—	47万円	32万円	32万円	—
平成9年1月	26万円	—	28万円	32万円	28万円	—
平成9年2月	26万円	—	36万円	32万円	32万円	—
平成9年3月	26万円	—	41万円	32万円	32万円	—
平成9年4月	26万円	—	38万円	32万円	32万円	—
平成9年5月	26万円	—	41万円	32万円	32万円	—
平成9年6月	26万円	—	41万円	34万円	34万円	—
平成9年7月	26万円	—	50万円	34万円	34万円	—
平成9年8月	26万円	—	32万円	34万円	32万円	—
平成9年9月	26万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成9年10月	26万円	—	44万円	34万円	34万円	—
平成9年11月	26万円	—	36万円	34万円	34万円	—
平成9年12月	26万円	—	38万円	34万円	34万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成10年1月	26万円	—	32万円	34万円	32万円	—
平成10年2月	26万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成10年3月	26万円	—	38万円	34万円	34万円	—
平成10年6月から同年8月まで	26万円	—	38万円	34万円	34万円	—
平成10年9月	26万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成10年10月	26万円	—	38万円	34万円	34万円	—
平成10年11月	26万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成10年12月	26万円	—	41万円	34万円	34万円	—
平成11年1月	26万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成11年2月	26万円	—	30万円	34万円	30万円	—
平成11年3月	26万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成11年4月	26万円	—	38万円	34万円	34万円	—
平成11年5月及び同年6月	26万円	—	41万円	34万円	34万円	—
平成11年7月	26万円	—	44万円	34万円	34万円	—
平成11年8月及び同年9月	26万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成11年10月	26万円	—	44万円	38万円	38万円	—
平成11年11月及び同年12月	26万円	—	41万円	38万円	38万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成12年1月及び同年2月	26万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成12年3月及び同年4月	26万円	—	41万円	38万円	38万円	—
平成12年5月	26万円	—	44万円	38万円	38万円	—
平成12年6月	26万円	—	41万円	38万円	38万円	—
平成12年7月及び同年8月	26万円	—	44万円	38万円	38万円	—
平成12年9月	26万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成12年10月から同年12月まで	26万円	—	41万円	38万円	38万円	—
平成13年1月及び同年2月	26万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成13年3月	26万円	—	44万円	53万円	44万円	—
平成13年4月から同年6月まで	26万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成13年7月	26万円	—	44万円	53万円	44万円	—
平成13年8月	26万円	—	38万円	53万円	38万円	—
平成13年9月及び同年10月	26万円	—	44万円	53万円	44万円	—
平成13年11月	26万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成13年12月	26万円	—	44万円	53万円	44万円	—
平成14年1月	26万円	—	41万円	53万円	41万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成14年2月	26万円	—	38万円	53万円	38万円	—
平成14年3月	26万円	—	44万円	53万円	44万円	—
平成14年4月及び同年5月	26万円	—	38万円	53万円	38万円	—
平成14年6月	22万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成14年8月	22万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成14年9月	22万円	—	44万円	53万円	44万円	—
平成14年10月	22万円	—	38万円	53万円	38万円	—
平成14年11月及び同年12月	22万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成15年1月	22万円	—	36万円	53万円	36万円	—
平成15年2月	22万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成15年3月	22万円	—	38万円	53万円	38万円	—
平成15年4月	22万円	—	41万円	62万円	41万円	—
平成15年5月	22万円	—	38万円	62万円	38万円	—
平成15年6月	22万円	—	41万円	62万円	41万円	—
平成15年7月	22万円	—	44万円	62万円	44万円	—
平成15年8月から同年12月まで	22万円	—	38万円	62万円	38万円	—
平成16年1月	22万円	—	41万円	62万円	41万円	—
平成16年2月	22万円	—	34万円	62万円	34万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成16年3月	22万円	—	38万円	62万円	38万円	—
平成16年4月	22万円	—	36万円	62万円	36万円	—
平成16年5月	22万円	—	38万円	62万円	38万円	—
平成16年6月	22万円	—	36万円	62万円	36万円	—
平成16年7月	22万円	—	38万円	62万円	38万円	—
平成16年8月	22万円	—	41万円	62万円	41万円	—
平成16年9月	22万円	—	38万円	62万円	38万円	—
平成16年10月及び同年11月	22万円	—	36万円	62万円	36万円	—
平成16年12月	22万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成17年1月	22万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成17年2月	22万円	—	34万円	41万円	34万円	—
平成17年3月	22万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成17年4月	22万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成17年5月	22万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成17年6月及び同年7月	22万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成17年8月	22万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成17年9月及び同年10月	22万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成17年11月	22万円	—	34万円	44万円	34万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成17年12月及び平成18年1月	22万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成18年2月	22万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成18年3月	22万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成18年4月	22万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成18年5月	22万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成18年6月	22万円	—	36万円	44万円	36万円	—
平成18年7月及び同年8月	22万円	—	38万円	44万円	38万円	—
平成18年9月から同年12月まで	26万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成19年1月	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成19年2月	26万円	—	34万円	41万円	34万円	—
平成19年3月から同年6月まで	26万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成19年7月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成19年8月	26万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成19年9月	26万円	—	34万円	41万円	34万円	—
平成19年10月及び同年11月	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成19年12月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成20年1月	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成20年2月	26万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成20年3月	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成20年4月	26万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成20年5月	26万円	—	38万円	41万円	38万円	—
平成20年6月	26万円	—	36万円	41万円	36万円	—
平成20年7月及び同年8月	26万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成22年9月	32万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成22年10月及び同年11月	32万円	—	38万円	34万円	34万円	—
平成22年12月	32万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成23年1月	32万円	—	34万円	47万円	34万円	—
平成23年2月	32万円	—	36万円	50万円	36万円	—
平成23年3月	32万円	—	41万円	56万円	41万円	—
平成23年4月	32万円	—	38万円	59万円	38万円	—
平成23年5月	32万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成23年6月及び同年7月	32万円	—	41万円	56万円	41万円	—
平成23年8月	32万円	—	44万円	59万円	44万円	—
平成23年9月	32万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成23年10月	32万円	—	38万円	50万円	38万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成23年11月	32万円	—	41万円	53万円	41万円	—
平成23年12月から平成24年2月まで	32万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成24年3月及び同年4月	32万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成24年5月	32万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成24年6月及び同年7月	32万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成24年8月	32万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成24年9月	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成24年10月	28万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成24年11月及び同年12月	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成25年1月	28万円	—	30万円	41万円	30万円	—
平成25年2月及び同年3月	28万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成25年4月	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成25年5月及び同年6月	28万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成25年7月	28万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成25年8月	28万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成25年9月及び同年10月	28万円	—	38万円	50万円	38万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成25年11月から平成26年1月まで	28万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成26年3月	28万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成26年4月	28万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成26年5月及び同年6月	28万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年7月	28万円	—	38万円	50万円	38万円	—
平成26年8月	28万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成26年9月及び同年10月	24万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年11月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成26年12月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成27年1月	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年2月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年3月	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年4月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成27年5月及び同年6月	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年7月	24万円	—	36万円	34万円	34万円	—
平成27年8月	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年9月及び同年10月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成27年11月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年12月及び平成28年1月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年2月	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成28年3月	24万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成28年4月及び同年5月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年6月	24万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成28年7月及び同年8月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年9月	32万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年10月	32万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成28年11月	32万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年12月	32万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成29年1月及び同年2月	32万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成29年3月	32万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成29年4月	32万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成29年5月から同年7月まで	32万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成29年9月	28万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成29年10月	28万円	—	41万円	38万円	38万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成29年11月及び同年12月	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成30年1月及び同年2月	28万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成30年3月	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成30年4月	28万円	—	38万円	38万円	38万円	—
平成30年5月	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成30年6月及び同年7月	28万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成30年8月	28万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成30年9月	30万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成30年10月	30万円	—	47万円	47万円	47万円	—
平成30年11月	30万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成30年12月及び平成31年1月	30万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成31年2月	30万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成31年3月及び同年4月	30万円	—	44万円	44万円	44万円	—
令和元年5月	30万円	—	47万円	47万円	47万円	—
令和元年6月	30万円	—	44万円	44万円	44万円	—
令和元年7月	30万円	—	47万円	47万円	47万円	—
令和元年8月	30万円	—	41万円	41万円	41万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
令和元年9月から令和2年2月まで	34万円	47万円	—	44万円	44万円	47万円
令和2年3月	34万円	47万円	—	47万円	47万円	—
令和2年4月から同年6月まで	34万円	47万円	—	44万円	44万円	47万円
令和2年7月	34万円	47万円	—	47万円	47万円	—
令和2年8月	34万円	47万円	—	44万円	44万円	47万円